

口座振替を利用すると、納付の手間が掛からず、納め忘れを防ぐことができます。また、口座振替では早割や前納をしていただくと国民年金保険料の割引がありますので、ぜひご活用ください。

国民年金保険料の口座振替について

口座振替の種類は、下記の5つの方法から自由にお申し込みいただくことができます。

振替方法	前納期間	申し込み期限	口座振替日 (※1)	納付額	割引額		備考
					口座振替の場合	現金前納の場合	
翌月末振替 (通常)				16,410円	-		保険料の割引なし
当月末振替 (早割)			毎月末	16,360円	50円 (※2)	-	本来の納付期限より 1カ月早く振替する ※口座振替のみ
6カ月前納	4月分～9月分	2月末	4月末	97,340円	1,120円	800円	現金前納より 320円お得
	10月分～翌年3月分	8月末	10月末				
1年前納	4月分～翌年3月分	2月末	4月末	192,790円	4,130円	3,500円	現金前納より 630円お得
2年前納	4月分～翌々年3月分			379,640円	15,760円	14,520円	現金前納より 1,240円お得

・表内の割引額は令和元年度（平成31年度）現在の保険料額による金額であり、令和2年度の割引額は変動する場合があります。令和2年度の保険料額は、令和2年2月下旬に日本年金機構から告示される予定です。

※1 振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。
 ※2 当月末振替（早割）の割引額は、1カ月分当たりの金額となります。

お申し込み方法

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、下記のいずれかの方法で提出してください。

郵送する場合	直接窓口へ提出する場合
土浦年金事務所へ郵送してください。 ※申出書は、役場保険年金課や土浦年金事務所、日本年金機構ホームページ内にあります。 なお、窓口への提出や郵送前には、振替が適用される月と提出の期限を必ずご確認ください。	土浦年金事務所（※）や、振り替えを行う口座をお持ちの金融機関へご提出ください。 （※〒300-0812 土浦市下高津2-7-29）

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
 自動音声にしたがって【2】のあとに【2】をダイヤルしてください。
 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線175）

保険料を納め忘れると...

督促状や催告書が送付され、督促手数料や延滞金が課される場合があります。

また、被保険者証の更新時に、有効期間が短い短期被保険者証となる場合があり、医療機関などへの受診に不便を来しますので、保険料は忘れず納期限までに納付してください。

後期高齢者医療保険料
納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度の保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または普通徴収（納付書や口座振替による直接納付）により、個人ごとに納付していただきます。

これまで特別徴収となっていた方も、保険料の額が増減した場合などに、一時的に普通徴収へ変更になることがあります。

また、新たに加入（年齢到達・転入など）となった方も、特別徴収が開始となるまでの間は普通徴収となります。

このように納付方法が変更される場合があるので、ご自分の保険料に納め忘れがないか、ご確認されることをお勧めします。

問い合わせ先 役場保険年金課 後期医療係
 ☎68-2211（内線178）

原状回復のガイドライン

賃借人が壁や床に傷をつけてしまった、タバコの煙で壁紙が黄ばんだ、換気不足などでカビを発生させた、ペットの臭いが染みついた、などでリフォームをしなければならない時には責任が生じます。

また、退去時にリフォーム費用を全額支払うという特約にサインしていることも多いのですが、過剰な請求ではないかよく検討し、納得がいかなければ相談してください。

- 入居前の立ち会いはしっかりと！
 - 入居の前の立会いでは、不動産業者と一緒に部屋をチェックし、最初からある傷や黄ばみなどは、**写真を撮って証拠を残しておくことも必要です。**
- 参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、
 (独)国民生活センター

退去時の原状回復といっても、新築時のようにキレイに戻すわけではなく、経年劣化による責任はありませぬ。賃借人の故意、過失、通常の使用を超えるような使い方をした場合に限られます。

消費生活相談だより
 『賃貸アパート退去時のトラブルにご注意！』

おかしいと思われたらご相談ください。

- 相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 **毎週火曜日** 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）
 ☎68-2211（内線435）
- 問い合わせ先 消費生活相談員が、お電話でも匿名でもご相談をお受けしています。
- ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）
 ☎029-225-6445
- ③土曜日、祝日は、188（イヤヤ！）への電話で国民生活センターへ。
 なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

商工会の休業対応応援共済制度のご案内

もしも地震や水害などで、あなたの会社の作業場や事業所が被害にあったら…!? 中小企業・小規模事業者といえども、万一の災害に備えて休業リスク対策を考えておきたいものです。

大規模な自然災害が増加している昨今、『さまざまな災害に備えた中小企業向けの簡便な共済がほしい』というニーズの高まりに対して誕生したのがこの制度です。

掛金
 年間の粗利益額や営業日数などにより算出します。

問い合わせ・申し込み先
 利根町商工会 ☎68-7417
 茨城県火災共済協同組合 ☎029-224-0610

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

「国の教育ローン」は高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

詳しくは、ホームページ（「国の教育ローン」で検索）または、下記までお問い合わせください。

ご融資額	お子さま1人につき350万円以内
金利	年1.66% ※母子家庭の方などは年1.26% (令和元年11月1日現在)
ご返済期間	15年以内 ※母子家庭の方などは18年以内

問い合わせ先 教育ローンコールセンター
 ☎0570-008656（ナビダイヤル）または、
 ☎03-5321-8656

制度の特徴

事業用建物が災害によって損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に共済金を支払い、事業の再開を応援します。

対象となる災害

- 地震、火災、台風・豪雨などによる水災
- 台風、竜巻などによる風災 ●雪災、ひょう災など

加入例（約定日額3万円の場合）

	約定日数	補償金額
全損	150日	450万円
一部損	60日	最大180万円（休業日数で変動あり）

共済金の活用例
 復旧までの当座の資金として、さまざまなことに活用できます。

- 従業員の方々への給与の支払い ●仕入先への代金の支払い
- 設備や機械などのリース費用 ●個人事業主の方の生活費
- 仮設店舗への移転費用など事業再開の諸費用